



今回は、前回に引き続き、本町の『要介護（要支援）認定者数』と『介護（支援）サービス受給者数』について公表します。

## ●●●介護保険の実施状況●●●

### (1) 要介護（要支援）認定者数

介護保険からサービスを受けるためには、要介護（要支援）認定の申請を行い、寝たきりや痴呆など、サービスを受けられる状態かどうかの判定をしてもらう必要があります。

その判定の結果、認定された方の要介護度ごとの状況については次のとおりです。なお、平成14年3月末現在での本町における要介護（要支援）認定者数の65歳以上の人数に占める割合は、県平均とほぼ同率の16.4%ですが、全国平均の12.4%を大きく上回っています。

認定区分	平成14年3月末	平成13年3月末	比較
要 支 援	149人	109人	40人
要 介 護 1	238人	235人	3人
要 介 護 2	114人	117人	△3人
要 介 護 3	116人	86人	30人
要 介 護 4	71人	77人	△6人
要 介 護 5	77人	78人	△1人
計	765人	702人	63人
うち第2号被保険者数	21人	24人	△3人
65歳以上の人数に占める割合	16.4%	15.4%	1.0%
65歳以上の人数	4,524人	4,413人	111人

※第2号被保険者とは、40歳以上65歳未満の方です。

※△は減

### (2) 介護（支援）サービス受給者数

介護保険において、要介護（要支援）状態であると認定された場合、訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、通所リハビリテーションなどの在宅サービスと、介護老人福祉施設、介護老人保健施設などの施設サービスを利用することができます。その介護サービスを利用している方の要介護度ごとの状況については次のとおりです。

なお、平成14年3月末現在での本町における介護（支援）サービス受給者数の要介護（要支援）認定者数に占める割合は81.7%で、県平均の78.8%及び全国平均の77.0%を上回っていて、要介護（要支援）認定された場合には、8割以上の方が、何らかの介護（支援）サービスを利用しています。

また、介護サービスの利用割合をみると、在宅サービスに比べて要介護者1人あたりの費用が比較的高く、保険料の水準に及ぼす影響が非常に大きい施設サービスの利用割合が31.7%と、県平均の27.3%，全国平均の29.3%を上回っています。さらに65歳以上の人数に占める施設利用者数の割合を見ても、全国標準値が3.2%であるのに対して本町の場合には4.4%と非常に高い状況にあります。

認定区分	平成14年3月末	平成13年3月末	比較
要 支 援	105人	86人	19人
要 介 護 1	184人	191人	△7人
要 介 護 2	96人	92人	4人
要 介 護 3	104人	74人	30人
要 介 護 4	71人	67人	4人
要 介 護 5	65人	68人	△3人
計	625人	578人	47人
うち在宅サービス受給者数	427人	390人	37人
うち施設サービス受給者数	198人	188人	10人
認定者数に占める割合	81.7%	82.3%	△0.6%
65歳以上の人数に占める割合	13.5%	12.8%	0.7%

※要支援の場合には、施設サービスの利用はできません。

※△は減